

○富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年 3 月25日

富山県条例第 4 号

改正 平成19年 3 月16日条例第 4 号

平成23年 6 月29日条例第31号

平成26年 3 月26日条例第 7 号

平成27年 3 月18日条例第 4 号

令和 3 年 3 月26日条例第 3 号

富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例を公布する。

富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、県の公の施設に係る指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 2 条 知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、規則、教育委員会規則又は公営企業管理規程（以下「規則等」という。）で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。

(平23条例31・令 3 条例 3・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 前条の規定により公募された公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則等で定めるところにより、申請書に次に掲げる書類を添付して、当該指定に係る公の施設を管理する知事等に提出しなければならない。

- (1) 当該公の施設の管理の業務に関し規則等で定める事項を記載した事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則等で定める書類

(指定管理候補者の選定)

第 4 条 知事等は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を審査し、同条の規定による申請をした法人等のうちから最も適当と認めるものを指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 県民の平等な利用が確保されること。

- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること。
- (3) 指定管理者の指定の申請をした法人等が、公の施設の管理を適正かつ確実に実施するために必要な財産的基礎及び人的構成を有すること。

(公募によらない指定管理候補者の選定)

第5条 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による公募によらず指定管理候補者を選定することができる。

- (1) 第3条の規定による申請がなかったとき。
- (2) 前条の規定による審査の結果、指定管理候補者となるべき法人等がなかったとき。
- (3) 前条の規定により指定管理候補者を選定した後、当該指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となったとき、又は著しく不適當と認められる事情が生じたとき。
- (4) 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された指定管理者に管理を行わせていた公の施設に係る指定管理候補者を選定するとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、管理上特別な事情があると認められる公の施設として規則等で定めるものに係る指定管理候補者を選定するとき。

2 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等は、選定しようとする法人等と協議し、第3条各号に掲げる書類の提出を求め、当該書類の内容を前条各号に掲げる基準に照らして判断するものとする。

(指定管理候補者として選定しない法人等)

第6条 県議会議員、知事、副知事並びに法第180条の5第1項及び第2項の委員会の委員(教育委員会にあっては、教育長及び委員)又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者又は支配人を兼ねる法人等(普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人その他規則等で定める法人等を除く。)については、指定管理候補者として選定しないものとする。

(平19条例4・平27条例4・令3条例3・一部改正)

(指定管理候補者選定委員会)

第7条 知事等は、第4条又は第5条第1項の規定により指定管理候補者を選定するため、指定管理候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 選定委員会は、指定管理者に管理を行わせる公の施設ごとに置くものとする。ただし、知事等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 選定委員会は、委員5人以上10人以内で組織する。

- 4 委員は、公の施設の管理運営、利用等に関し識見を有する者及び県職員のうちから、知事等が任命する。この場合において、県職員である委員の数は、委員の総数の半数以上であってはならない。
- 5 委員の任期は、任命の日から第14条の規定による指定の告示の日までとする。
- 6 選定委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。
- 7 委員長は、県職員である委員以外の委員のうちから互選する。
- 8 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 9 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 10 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 11 選定委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。
- 12 前各項に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、規則等で定める。

(平26条例 7 ・ 追加)

(指定管理者評価委員会)

第 8 条 知事等は、指定管理者が行う公の施設の管理の業務の実施の状況等について、適時に評価させるため、指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会は、委員 3 人以上 8 人以内で組織する。
- 3 委員は、公の施設の管理運営、利用等に関し識見を有する者のうちから、知事等が任命する。
- 4 委員の任期は、任命の日から当該任命の日の属する年度の末日までとする。
- 5 前条第 2 項及び第 6 項から第12項までの規定は、評価委員会について準用する。この場合において、同条第 7 項中「県職員である委員以外の委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(平26条例 7 ・ 追加)

(事業報告書)

第 9 条 指定管理者は、毎年度終了後及びその指定の期間の満了後、速やかに、その管理する公の施設の管理の業務に関し規則等で定める事項を記載した事業報告書（以下この条において「事業報告書」という。）を作成し、知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第244条の 2 第11項の規定により指定を取り消されたときは、速やかに、当該指定を取り消された日の属する年度の開始の日から当該指定を取り消された日までの期間について事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

(平26条例 7 ・ 旧第 7 条繰下)

(原状回復義務等)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理を行わないこととなった公の施設の施設及び設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、知事等の承認を得たときは、この限りでない。

(平26条例7・旧第8条繰下)

第11条 指定管理者は、故意又は過失により、その管理する公の施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。

(平26条例7・旧第9条繰下)

(秘密保持義務等)

第12条 指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、当該管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(平26条例7・旧第10条繰下)

(名称等の変更の届出)

第13条 指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事等に届け出なければならない。

(平26条例7・旧第11条繰下)

(指定等の告示)

第14条 知事等は、指定管理者の指定をしたとき、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は前条の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(平26条例7・旧第12条繰下)

(規則等への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項は、規則等で定める。

(平26条例7・旧第13条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年条例第4号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第31号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び第3条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第4号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第3号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則

平成17年 3 月25日

富山県規則第11号

改正 平成25年 9 月13日規則第38号

平成26年 3 月26日規則第29号

平成27年 3 月25日規則第13号

令和 3 年 3 月31日規則第29号

富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則を次のように定め、公布する。

富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、知事が管理する公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 条例第2条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請する法人等の資格
- (3) 申請の期間
- (4) 審査の項目及び方法
- (5) 指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定予定期間」という。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公の施設ごとに知事が定める事項

(申請書等の提出等)

第3条 条例第3条に規定する申請書は、指定申請書（様式第1号）によるものとし、知事が別に定める申請の期間内に提出するものとする。

2 条例第3条第1号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 管理をしようとする公の施設（以下「管理予定施設」という。）の管理の業務に関する基本方針
- (2) 指定予定期間における年度ごとの管理予定施設の管理の業務の実施計画
- (3) 指定予定期間における年度ごとの管理予定施設の管理の業務の収支計画
- (4) 管理予定施設の管理の業務の実施体制

(5) 前各号に掲げるもののほか、公の施設ごとに知事が定める事項

3 条例第3条第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

(2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(3) 申請書を提出する日（以下「申請日」という。）の属する事業年度の直前2事業年度（申請日の属する事業年度開始の日前2年以内に終了した各事業年度をいう。次号において同じ。）の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(4) 申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3箇月を経過する日前であって、前号に掲げる書類のうち前事業年度に係るものを作成していないときは、申請日の属する事業年度の直前2事業年度の同号に掲げる書類

(5) 前2号に掲げる書類を作成していない場合にあっては、法人等の事業及び財務の状況を明らかにした書類

(6) 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、公の施設ごとに知事が必要と認める書類
（管理上特別な事情があると認められる公の施設）

第4条 条例第5条第1項第5号の規則で定める公の施設は、次に掲げる公の施設とする。

(1) 法令等の規定により特定の法人等が管理を行うこととされている公の施設

(2) 公の施設に隣接して、特定の法人等が設置し、及び管理する施設がある場合において、当該法人等が当該法人等の施設と当該公の施設とを一体的に管理することにより、公の施設の効率的な管理を確保し、及び公の施設を利用する者の利便性の向上を図ることができるものと認められる当該公の施設

(3) 改修又は移転を行う公の施設であって、その安定的な管理を特に確保する必要があると認められるもの

(4) 富山県総合体育センター

（平25規則38・平27規則13・一部改正）

（指定管理候補者として選定しない法人等の例外）

第5条 条例第6条の規則で定める法人等は、次に掲げる法人等とする。

(1) 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人で当該公の施設の管理を主たる業務とするもの又は当該公の施設の管理に類する業務を行っているもののうち次のいずれかに該当するもの

ア 県が当該法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役又はこれらに準ずる者及び支配人の2分の1以上を派遣している法人

イ アに掲げるもののほか、職員の派遣の状況が次のいずれかに該当する法人であって、経営の安定が確保され、かつ、十分な社会的信用を有するもの

(ア) 普通地方公共団体が当該法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役又はこれらに準ずる者及び支配人のおおむね2分の1以上を派遣し、かつ、県が当該法人の代表取締役その他の主要な役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。（イ）において同じ。）を派遣している法人

(イ) 県が当該法人の代表取締役その他の主要な役員を派遣し、かつ、当該法人の管理運営に係る事務に従事する主要な職員を派遣している法人

(2) 公共団体（普通地方公共団体を除く。）又は公共的団体
（事業報告書）

第6条 条例第9条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公の施設の管理の業務の実施状況に関する事項
- (2) 公の施設の利用の状況に関する事項
- (3) 公の施設の使用料又は利用に係る料金の収入の実績に関する事項
- (4) 前号に掲げるもののほか、公の施設の管理の業務に係る経費の状況に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公の施設ごとに知事が定める事項

（平26規則29・一部改正）

（名称等の変更の届出）

第7条 条例第13条の規定による届出をしようとする指定管理者は、変更届出書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

（平26規則29・一部改正）

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第13号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

指定申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
法人(団体)の名称
代表者の氏名
電話番号

次の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により申請します。

公の施設の名称

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- 3 法人の登記事項証明書
- 4 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書(申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3箇月を経過する日前であって、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれらの書類)
- 5 4の書類を作成していない場合は、法人(団体)の事業及び財務の状況を明らかにした書類
- 6 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
- 7 その他知事が必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

変更届出書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
法人(団体)の名称
代表者の氏名
電話番号

次のとおり名称(代表者の氏名、主たる事務所の所在地)を変更したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第13条の規定により届け出ます。

管理をしている公の施設の名称		
変 更 の 内 容	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日	年 月 日	

様式第 1 号（第 3 条関係）

（令 3 規則29・一部改正）

様式第 2 号（第 7 条関係）

（平26規則29・令 3 規則29・一部改正）

○富山県総合福祉会館条例

平成11年 9 月30日

富山県条例第46号

改正 平成16年 3 月24日 条例第17号

平成16年 9 月29日 条例第50号

平成17年 3 月25日 条例第47号

平成23年 3 月18日 条例第18号

平成26年 3 月26日 条例第21号

平成31年 3 月15日 条例第 9 号

富山県総合福祉会館条例を公布する。

富山県総合福祉会館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、富山県総合福祉会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 福祉を担う人材の養成、県民の福祉活動の支援及び福祉に関する情報の提供を行うことにより、県民の福祉に関する意識の高揚を図るとともに、地域社会における福祉サービスの総合的な提供を推進するため、富山県総合福祉会館（以下「福祉会館」という。）を設置する。

(位置)

第3条 福祉会館は、富山市に置く。

(指定管理者による管理)

第4条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に福祉会館の管理を行わせるものとする。

(平17条例47・追加)

(指定管理者が行う業務)

第5条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 福祉会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 第8条第1項の規定による利用の承認に関する業務
- (3) 第9条第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務

(平17条例47・追加)

(休館日)

第6条 福祉会館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は、特に必要がある
と認めるときは、知事の承認を得て、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館する
ことができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日）。ただし、福祉会館の駐車場（以下「駐車場」という。）にあっては、この限りでない。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(平17条例47・追加)

(開館時間)

第7条 福社会館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時間とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

(1) 日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで（駐車場にあっては、午前8時30分から午後5時30分まで）

(2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時から午後9時まで（駐車場にあっては、午前8時30分から午後9時30分まで）

(平17条例47・追加)

(利用の承認)

第8条 別表第1に掲げる福祉会館の施設を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。

(1) 福社会館の施設の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき

(3) その他福祉会館の管理上支障があると認められるとき

3 第1項の承認には、福社会館の管理上必要な条件を付することができる。

(平17条例47・旧第4条繰下・一部改正)

(利用料金)

第9条 前条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）及び駐車場を利用する者は、指定管理者に福祉会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、利用者に係るものにあつては別表第1に、駐車場を利用する者に係るものにあつては別表第2に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定める。

3 利用料金は、指定管理者がその収入として収受する。

(平17条例47・旧第5条繰下・一部改正)

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(平17条例47・旧第7条繰下・一部改正)

(利用料金の還付)

第11条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなかったとき。
- (2) 利用日前10日までに利用の取消しを申し出たとき。
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(平17条例47・旧第8条繰下・一部改正)

(利用者の義務)

第12条 利用者は、第8条第1項の承認によって生ずる権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 利用者は、その利用の目的を終了したとき（次条の規定により第8条第1項の承認を取り消されたときを含む。）は、直ちに施設を原状に復さなければならない。

(平17条例47・旧第9条繰下・一部改正)

(利用の承認の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の承認を取り消し、又はその利用を制限することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正の手段により第8条第1項の承認を受けた事実が明らかとなったとき。
- (3) 利用者が第8条第3項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) その他福祉会館の管理上特に支障があると認められるとき。

(平17条例47・旧第10条繰下・一部改正)

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例47・旧第12条繰下)

附 則

この条例は、平成11年11月11日から施行する。

附 則 (平成16年条例第17号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第50号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の富山県総合福祉会館条例第4条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山県総合福祉会館条例第8条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則 (平成23年条例第18号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第21号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年条例第9号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表第1（第8条、第9条関係）

（平16条例17・平16条例50・平17条例47・平23条例18・平26条例21・平31条例9・
一部改正）

種別	金額
小研修室	1室につき日額18,600円
大研修室	1室につき日額28,200円
和室	日額7,100円
福祉ホール（楽屋等を含む。）	日額38,200円
県民サロン	日額17,100円
附属設備	実費を勘案して知事が定める額

備考

- 1 この表の研修室の種別は、次のとおりとする。
 - (1) 小研修室 研修室602号室、研修室603号室、研修室702号室及び研修室703号室をいう。
 - (2) 大研修室 研修室501号室、研修室601号室、研修室604号室、研修室701号室及び研修室704号室をいう。
- 2 「日額」とは、午前9時から午後9時までの利用に係る金額をいう。
- 3 福祉ホールの利用者が入場料等を徴収する場合の金額は、この表に掲げる金額（以下「通常利用料金」という。）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
 - (1) 入場料等（その種類が2以上ある場合は、これらのうち最高額のものとする。以下この項において同じ。）が1,000円を超え2,000円以下の場合 通常利用料金の30パーセントに相当する額
 - (2) 入場料等が2,000円を超え3,000円以下の場合 通常利用料金の50パーセントに相当する額
 - (3) 入場料等が3,000円を超える場合 通常利用料金の80パーセントに相当する額
- 4 県民サロンを利用する場合の利用料金は、指定管理者の承認を受けて専用して利用する場合に徴収する。
- 5 仕込み若しくはリハーサル又は展示品の搬入若しくは搬出のために福祉ホールを利用する場合の金額は、通常利用料金の30パーセントに相当する額とする。

別表第 2（第 9 条関係）

（平17条例47・平26条例21・平31条例 9 ・一部改正）

種別		単位	金額
基本料金		入庫した時から 1 時間までにつき 1 台	330円
加算 料金	昼間（午前 8 時30分から午後 9 時30分まで）	入庫した時から 1 時間を超える時間30分までごとにつき 1 台	110円
	夜間（午後 9 時30分から翌日午前 8 時30分まで）	1 台	1,100円

○富山県総合福祉会館条例施行規則

平成11年11月 1 日

富山県規則第69号

改正 平成16年 3 月29日規則第13号

平成18年 3 月31日規則第70号

富山県総合福祉会館条例施行規則を次のように定め、公布する。

富山県総合福祉会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県総合福祉会館条例（平成11年富山県条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の承認申請)

第2条 条例第8条第1項の規定により富山県総合福祉会館（以下「福祉会館」という。）の施設の利用の承認を受けようとする者は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の6月前の日の属する月の初日から利用日の2週間前までの間に、富山県総合福祉会館利用承認申請書（様式第1号）を指定管理者に提出するものとする。ただし、指定管理者が福祉会館の施設の利用に支障がないと認める場合は、この限りでない。

(平16規則13・平18規則70・一部改正)

(利用の変更)

第3条 条例第8条第1項の規定により福祉会館の施設の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該承認を受けた事項を変更しようとするときは、利用日の3日前までに富山県総合福祉会館利用変更承認申請書（様式第2号）を指定管理者に提出して、その承認を受けるものとする。

2 利用者は、やむを得ない理由により当該承認に係る時間を超えて福祉会館の施設を利用する必要があるときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けるものとする。

(平16規則13・平18規則70・一部改正)

(利用料金の還付)

第4条 条例第11条ただし書の規定による利用料金の還付の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 条例第11条第1号に該当する場合 当該利用料金の額の全額

(2) 条例第11条第2号に該当する場合 当該利用料金の額の90パーセントに相当する額

2 条例第11条第2号の規定による利用の取消しの申出は、富山県総合福祉会館利用取消申

出書（様式第3号）によるものとする。

（平16規則13・平18規則70・一部改正）

（駐車場の利用車両）

第5条 福社会館の駐車場を利用することができる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条の普通自動車（積載物又は取付物を含めて、長さ5メートル以下、高さ2.1メートル以下のものに限る。）とする。

（平18規則70・旧第7条繰上・一部改正）

（利用後の点検）

第6条 利用者は、その利用を終えたときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その点検を受けるものとする。

（平16規則13・旧第9条繰上・一部改正、平18規則70・旧第8条繰上・一部改正）

（損傷及び滅失の届出）

第7条 福社会館の入館者は、福社会館の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従うものとする。

（平16規則13・旧第10条繰上・一部改正、平18規則70・旧第9条繰上・一部改正）

（細則）

第8条 この規則に定めるもののほか、福社会館の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

（平16規則13・旧第11条繰上、平18規則70・旧第10条繰上）

附 則

この規則は、平成11年11月11日から施行する。

附 則（平成16年規則第13号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第70号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の富山県総合福社会館条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第 1 号(第 2 条関係)

富山県総合福祉会館利用承認申請書

指定管理者 殿
年 月 日

申請者	氏名(団体にあつては、団体の名称及び代表者の氏名)	
	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	取扱者氏名 電話番号 ()

次のとおり富山県総合福祉会館の施設を利用したいので承認願います。

利用目的(会議、行事等の名称)			
※利 用 料 金 合 計	円	入場料徴収の有無	
※施 設 利 用 料 金	円	☐ 有 (入場料 円)	
※附 属 設 備 利 用 料 金	円	☐ 無	
利用施設			
利用年月日	利 用 内 訳		※ 利 用 料 金
年 月 日	施設利用料金	時から 時まで	円
	超 過 料 金	時から 時まで	円
年 月 日	施設利用料金	時から 時まで	円
	超 過 料 金	時から 時まで	円
年 月 日	施設利用料金	時から 時まで	円
	超 過 料 金	時から 時まで	円

備考 ※印を付した欄は記入しないでください。

様式第 2 号(第 3 条関係)

富山県総合福祉会館利用変更承認申請書

年 月 日

指定管理者 殿

住 所
氏 名

〔団体にあつては、主たる事務
所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名〕

先に承認のあった富山県総合福祉会館施設の利用について、次のとおり変更したいので承認願います。

1 利用を予定していた施設及び日時

施設名

利用予定日時 年 月 日 時から 時まで

2 変更後の内容

3 添付書類

利用料金を納付したことがわかる書類

様式第 3 号(第 4 条関係)

富山県総合福祉会館利用取消申出書

年 月 日

指定管理者 殿

住 所
氏 名

〔団体にあつては、主たる事務
所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名〕

先に承認のあった富山県総合福祉会館施設の利用について、次のとおり取消しを申し
出ます。

1 利用を予定していた施設及び日時

施設名

利用予定日時 年 月 日 時から 時まで

2 取消しの理由

3 添付書類

利用料金を納付したことがわかる書類

様式第 1 号（第 2 条関係）

（平16規則13・平18規則70・一部改正）

様式第 2 号（第 3 条関係）

（平18規則70・一部改正）

様式第 3 号（第 4 条関係）

（平16規則13・平18規則70・一部改正）

○富山県総合福祉会館の利用料金の額について

平成26年 3 月26日

富山県告示第150号

改正 平成31年 3 月29日告示第163号

令和 3 年12月27日告示第508号

富山県総合福祉会館の利用料金の額について

富山県総合福祉会館条例（平成11年富山県条例第46号）別表第 1 の知事が定める額は、次のとおりとし、平成26年 4 月 1 日から施行する。

富山県総合福祉会館の使用料の額について（平成11年富山県告示第650号）は、平成26年 3 月31日限り、廃止する。

区分	品名	単位	金額（円）
映写 設備 及び 視聴 覚機 器	スライドフィルム映写装置	1 台	1,660
	資料提示装置	1 台	1,660
	ビデオ映写装置（スクリーン付・ホール用）	1 式	22,000
	ビデオ映写装置（スクリーン付・研修室用）	1 台	2,760
	スクリーン	1 張	880
	ビデオテープレコーダー	1 台	2,220
	デジタル配信設備セット	1 式	2,580
照明 設備	サスペンションライト、ミラースキヤンスポットライト、スポットライト	1 式	2,860
	サスペンションライト	1 式	1,660
	スポットライト（移動式）	1 台	560
音響 設備	拡声装置（マイク付・ホール用）	1 式	2,760
	拡声装置（マイク付）	1 式	2,540
	ダイナミックマイクロフォン	1 本	730
	コンデンサーマイクロフォン	1 本	1,050
	ワイヤレスマイクロフォン	1 チャンネル	1,360
	テープレコーダー（カセット、DAT）	1 台	1,660
	LD・CDプレーヤー	1 台	1,660

備考

- 1 利用について、特別に電気、ガス又は水を使用した場合には、附属設備の利用料金のほかに、それぞれこれらの実費相当額を徴収する。
- 2 この表に掲げる金額は利用時間 4 時間についての額とし、利用時間 4 時間未満の端数は 4 時間として計算する。

改正文（平成31年告示第163号）抄

平成31年10月 1 日から施行する。

改正文（令和 3 年告示第508号）抄

令和 4 年 1 月 4 日から施行する。